

新型コロナウイルス感染症に係る濃厚接触者へのサービス提供継続支援事業

No	質問内容	回答
1	濃厚接触者の判断はどのように行うのか。	基本的には保健所が判断した者です。 ハイリスク施設等以外の事業所で、積極的疫学調査の実施及び濃厚接触者の特定が行われない場合は、事業所の判断となります。下記の※手順で「濃厚接触者かどうか」を確認して判断する。
2	補助対象となる経費はいつからのものか。また、いつまでのものか。	令和4年4月1日以降、令和4年中に発生した経費で、コロナウイルスの対応が無ければ発生しなかったもので、補助対象経費としてホームページ上で示している経費等が対象となる。 ただし、令和3年度中に発生した経費も、市がやむを得ないと認める場合に限り、令和4年8月31日までに申請は可能です。
3	いわゆる「医療みなし」の事業所も対象となるのか。	対象となる。ただし、補助事業で対象となるサービス種別が異なるので、留意すること。
5	当該補助事業は「令和3年4月1日以降に、濃厚接触者または感染者等」にサービス提供した場合が想定されているが、感染疑いがある者へのサービス提供も対象となるのか。	感染の疑いがある者としてPCR検査等の診断が確定するまでの間の者等であれば、対象となる。
6	市外に居住する濃厚接触者等へのサービス提供に従事することを理由として、介護サービス等従事者に対して特殊勤務手当を支給した市内の介護サービス事業所等は対象となるのか。	お見込みの通り。ただし、他の補助金等で措置される場合は対象外となるため、事前にご相談いただきたい。
7	濃厚接触者等にサービス提供した者以外に特殊勤務手当を支払った場合は、補助の対象となるのか。また、補助期間などの定めはあるのか。	補助対象にならない。濃厚接触者等に対して、居宅内または居住する施設の居室においてサービス提供を行った者のみが対象となる。 補助対象とする期間は、原則として事由発生日より健康観察期間の最終日である。当該期間に対象者に支払った特殊勤務手当のみが対象となる。 なお、補助対象外となる経費についても「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス継続支援事業」の対象となりうる場合はあるためご相談いただきたい。
8	特殊勤務手当として、3000円を超える金額を支給したが、超える部分については補助対象外か	お見込みの通り。ただし、事業継続に必要なかかりまし経費として「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス継続支援事業」の対象となる場合があるため、相談されたい。
9	1人の従事者が濃厚接触者に対して、1日に複数回サービス提供を行っても上限は3000円か。	お見込みの通り。なお、複数の従事者が1人の濃厚接触者に対して同日にサービス提供を行った場合、従事者ごとに上限3000円が補助対象となる。
10	感染者や濃厚接触者へサービス提供を行った者に、特殊勤務手当を支払った場合、「新型コロナウイルス感染者に対する介護サービス継続支援事業」又は「新型コロナウイルス感染症に係る濃厚接触者へのサービス提供継続支援事業」のいずれで補助申請を行うのか。	いずれもの補助要件を満たす場合は、原則、「新型コロナウイルス感染症に係る濃厚接触者へのサービス提供継続支援事業」で申請を行うもの。判断に迷われる場合は、相談されたい。

※「濃厚接触者かどうか」の確認手順

身近な人から「陽性だった」と連絡があれば

※陽性者数急増のため、同居家族や接触のあった人には、保健所からではなく陽性者本人から濃厚接触者である(または可能性がある)ことを伝えていただいています

以下の手順で「濃厚接触者かどうか」、ご自身を確認を

- 1)陽性者に(A)検査日、(B)発症日、(C)(あなたとの)最終接触日を確認
- 2)陽性者の**感染可能期間**を計算する…陽性者が無症状なら(A)検査日の、症状ありなら(B)発症日の2日前以降

2日前 1日前 **①検査日・②発症日** … 療養終了日

←————— **感染可能期間** —————→

(C)最終接触日が**感染可能期間**内であり、**感染可能期間**中の接触状況が、以下のいずれかに該当する場合

- 陽性者と同居している
- お互いにマスクなしで、手が触れる距離で15分以上会話した
- 陽性者がマスクせず、手が触れる距離で15分以上会話した